



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
607 平成29年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課)	1
608 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)	3
609 平成29年度登録販売者試験の実施	(薬務課)	4
610 三谷井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)	5
611 公共測量の実施	(技術調査課)	5
612 //	(//)	5
*613 平成23年和歌山県告示第803号(和歌山県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく く知事が指定する区域及び区間)の一部改正	(都市政策課)	6
○ 公告		
入札公告	(情報政策課)	6

告 示

和歌山県告示第607号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成29年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成29年度行政事務用パソコン賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成34年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、平成29年度行政事務用パソコン賃貸借と種類及び規模を同じくする契約(民間企業を契約の相手方とするものを含む。)を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する主任技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) データベーススペシャリスト

(オ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(カ) ITサービスマネージャ

(キ) システム運用管理エンジニア

(ク) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 3の（1）タに掲げる作業実施計画書で和歌山県が示す仕様を満足するものを提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の（2）に係る履行証明書

セ 2の（3）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の（4）に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

タ 作業実施計画書

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」又は「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1)のアからオまで、シ、ス及びタに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年5月2日（火）から同月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年5月9日（火）午前9時から同月18日（木）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成29年5月17日（水）から同月23日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、平成29年5月23日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布場所
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2401
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp
- 6 資格審査申請書類に使用する言語
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書により平成29年6月2日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成29年6月14日（水）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年6月16日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第608号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年5月19日まで縦覧に供する。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年4月19日

2 名称

特定非営利活動法人環境社会教育機構

3 代表者の氏名

須藤英司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町出雲1617番地83

5 定款に記載された目的

この法人は、広く子どもたちや一般市民をはじめ、行政及び各種団体等の関係者を対象として、地域社会が抱える環境・観光振興・文化・地場産品開発などの地域共通の諸問題に関する教育活動の推進、およびそれら問題の解決に向けた産官学民交流等の実践を図るため、教育などに関する提言、調査研究、情報提供、人材育成、普及推進、連絡調整等の事業を行い、もって共に生きることのできる公正な地域社会の実現という公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第609号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成29年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成29年8月20日（日）

午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市吹上五丁目6番18号

和歌山県立桐蔭高等学校

3 受験申込みの手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成29年6月5日（月）から同月30日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成29年6月19日（月）から同月30日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成29年6月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

4 合格発表

平成29年10月6日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び県立保健所に掲示し、並びに県のホームページに掲載する。

和歌山県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成29年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	北浦健次	伊都郡かつらぎ町大字兄井178番地
理事	花谷久樹	伊都郡かつらぎ町大字寺尾190番地
理事	井上佳久	伊都郡かつらぎ町大字三谷1367番地
理事	林信次	伊都郡かつらぎ町大字平沼田86番地
理事	長岡正純	伊都郡かつらぎ町大字東渋田662番地の7
理事	楠明	伊都郡かつらぎ町大字兄井226番地
理事	森永利博	伊都郡かつらぎ町大字三谷1622番地の4
理事	冷水治夫	伊都郡かつらぎ町大字三谷1562番地の1
監事	辻昭利	伊都郡かつらぎ町大字三谷1641番地の3
監事	若井文雄	伊都郡かつらぎ町大字寺尾318番地の3

2 就任した役員（平成29年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	山本惠俊	伊都郡かつらぎ町大字三谷1484番地
理事	阪上資臣	伊都郡かつらぎ町大字兄井316番地
理事	坂上哲雄	伊都郡かつらぎ町大字三谷844番地
理事	大谷尚徳	伊都郡かつらぎ町大字三谷1390番地
理事	窪田全利	橋本市高野口町名古曾1014番地
理事	野上嘉一	伊都郡かつらぎ町大字寺尾132番地の1
理事	北山太	伊都郡かつらぎ町大字東渋田654番地の3
理事	中谷賢司	伊都郡かつらぎ町大字平沼田20番地
監事	正木元治	伊都郡かつらぎ町大字兄井237番地
監事	中村貴美	伊都郡かつらぎ町大字三谷1429番地

和歌山県告示第611号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき田辺市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成29年4月20日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、西牟婁郡白浜町、すさみ町の一部地域及び上富田町全域

和歌山県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき新宮市長から

公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成29年4月20日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、太地町、古座川町及び串本町の一部

和歌山県告示第613号

平成23年和歌山県告示第803号（和歌山県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく知事が指定する区域及び区間）の一部を次のように改正し、平成29年5月8日から施行する。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中

「(2) 高野町の区域」を 「(2) 高野町の区域
(3) 田辺市の区域のうち別紙図面(5)の区域」に、

「条例施行規則第2条の2第1項第3号エ」を「規則第2条の2第1項第3号エ」に、「別紙図面(4)」を「別紙図面(5)」に改める。

公 告

入 札 公 告

平成29年度行政事務用パソコン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

(2) 業務の名称

平成29年度行政事務用パソコン賃貸借

(3) 業務の内容

行政事務用パソコンその他の機器の賃貸借

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成34年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第607号に規定する平成29年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成29年5月2日（火）から同月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) （1）及び（2）により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成29年5月9日（火）午前9時から同月18日（木）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成29年6月13日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年6月13日（火）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号) 第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of personal computers for administrative affairs in the fiscal year 2017

- (2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 13 June 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 13 June 2017)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp